

1、公判状況

○昭和八年九月二十七日第一回公判開始、小作人側より大正九、十年は取地地主の小作人二十五名の小作手帳中にて精米を先付せしめ取地地主を保護し居りたる趣大正十一年地主は假令押を執行したる 何等の趣意をなさざる為昭和三年の洪水にて流去せり、同小作人側初取地地主を保護し居り且つ大正五年より同七年迄地主の小作手帳をなし年取米二俵宛報酬を支くる約束であつたが精米なき為それと相殺し居ると主張す。

地主側は大正十一年の取地押執行は小作人の和歌に依り解除せり、昭和二年の洪水は取地地主に流出する程の洪水ではない、又小作人側手帳は本人の精米より控除することにて既に支拂しありと主張し取地地主より取地人の中絶して閉姓す

○昭和八年十月二十六日第二回公判開始此回地主を主張す。
○昭和八年十一月二十九日左の判決ありて小作人敗訴せり。

一、大正九、十年の小作料不納の事實は相違なく而して該小作人は當時假令押處分に附せられてありて権利は原告にあること。

一、右小作米玄米の儘被告に於て保管中昭和三年七月の洪水に依り流出したりとせよ支拂の義務は消滅するものにある。

三、小作料と手帳給(小作世細方料)とは相殺すべきものにあらず。

以上の趣旨に依り被告は原告に對し支拂義務を承すべきものなり。

と、小作人の小作調停申請並にその状況